

観光目的税の制度設計について

■ 制度設計詳細（案） ※観光税制度検討分科会取りまとめ

	具体的内容	
税導入の目的	沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため	
想定される税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な観光地づくり ・ 利便性・満足度の向上 ・ 観光事業者の経営安定化 受入体制の充実・強化 ・ 県民理解の促進 	
課税客体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業は除く） ・ 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして行う住宅宿泊事業に係る住宅等における宿泊 	
納税義務者	沖縄県内のホテル等における宿泊者	
徴収方法	ホテル等の事業の経営者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による特別徴収	
課税標準	宿泊日数	
課税免除	(1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行に参加しているもの (2) 前号に規定する学校が主催する修学旅行の引率者	
税率	宿泊料金1人1泊につき 200円	宿泊料金1人1泊につき 2万円未満：200円 2万円以上：500円
税収規模試算	約53億円（うち徴税コスト約4.5億円）	約57億円（うち徴税コスト約5億円）
条例における名称	宿泊税（※ただし、説明文等では「宿泊税（観光目的税）」とする。）	